

### 資金管理業務諮問委員会等における情報公開の考え方

資金管理業務諮問委員会資料及び議事内容は積極的に開示・公表することとするものの、以下のような情報については、その性質に鑑み、資金管理業務諮問委員会資料及び議事内容においても開示・公表は差し控えることとする。各資金管理業務諮問委員における秘密保持についての考え方もこれに準じるものとなる。

- ① 個人に関する情報で、特定の個人を識別できるもの等
- ② 当財団以外の法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の事業に関する情報で以下に掲げるもの
  - (1) 公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの
  - (2) 当財団の要請に基づき、公開しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公開しないこととされているものの他、情報の性質などに照らして公開しないことが合理的と認められるもの
- ③ 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、資金管理業務の遂行に関して誤解を生ずるおそれ、又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれのある情報
- ④ 資金管理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報

具体的な事例としては、例えば以下のようなケースが想定されるところ。

- ① 再資源化預託金等の運用に関し、財務諸表でも公開しない個別の社債等の名称
- ② 剰余金の出えん予定としての個別の地方自治体における情報
- ③ 再資源化預託金等の運用計画等に関連し、金融市場や特定の個人・法人に影響を与える可能性のある情報

以上